

大阪市規則第48号

準用河川の管理に関する規則の一部を改正する規則

準用河川の管理に関する規則（昭和50年大阪市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
別表（第4条関係）		別表（第4条関係）	
申請又は届出	部数	申請又は届出	部数
[略]		[同左]	
省令第11条第1項、第11条の2第1項(同項の許可に関する部分に限る。)、第12条第1項、第13条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第18条の11第1項、第19条第1項、第20条第1項、第22条第1項又は第40条第2項に規定する申請	[略]	省令第11条第1項、第12条第1項、第13条第1項、第15条第1項、第16条第1項、第18条の10第1項、第19条第1項、第20条第1項、第22条第1項又は第40条第2項に規定する申請	[同左]
省令第11条の2第1項(同項の許可に関する部分を除く。)に規定する申請又は第18条の8第1項若しくは第21条第1項に規定する届出	[略]	省令第18条の7第1項又は第21条第1項に規定する届出	[同左]
備考 表中の[]の記載は注記である。			

附 則

この規則は、公布の日から施行する。